西粟倉村農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和 3年10月26日(火) 午後6:51~ 7:22
- 2. 開催場所 あわくらホール

3. 出席者

農業委員		事務局			
0	青木英隆	欠	事務局長	萩原	勇一
0	萩原眞壽雄		事務員	萩原	眞幸光
0	上山光重				
0	髙木宣美				
0	神原秀吾	欠			
0	政久剛志				
0	井上 誠				
0	春名光博				
0	新田 茂				
0	春名昌美				
0	田中裕之				
0	小椋義宣				

4. 議事日程

- 議事録署名委員の選出
- 議案第1号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第2号 農地法第4条
- 議案第3号 農地法第5条

5. 議決事項

議案第1号

許可·不許可

議案第2号

許可 • 不許可

議案第3号

許可 • 不許可

6. 内容

事務局長	それでは、10月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願いします。						
会長	皆さんこんばんは。もう今もう日が暮れるのも早くなったり、夜は冷え込んで来ますので、できるだけ早く終わろうと思いますんで、皆さんのご協力をお願いします。 議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしくお願いします。						
	まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号3番の上山委員2番の萩原委員にお願いします。						
	それでは、事務局から説明をよろしくお願いします。						
事務局	失礼します。						
	新型コロナウィルスの感染防止に伴い、議案の読み上げを省略する等の議事の一部 を簡略化して進めて参りたいと思いますのでご了承ください。						
	では、資料2ページ目をお願いします。						
事務局	議案第1号 基盤強化法第19条(農業経営基盤強化促進法)に係る利用権の設定についてです。 今回、5件の申請がありました。うち新規の設定が2件、再設定が3件となります。						
	■申請番号 1-22 番(賃貸借) 3 筆						
	利用権の設定をうける者 西粟倉村●●● ●●● 氏						
	利用権の設定をする者 西粟倉村●●● ●●● 氏						
	■申請番号 2-20 番(使用貸借) 1 筆						
	利用権の設定をうける者 西粟倉村●●● ●●● 氏						
	利用権の設定をする者 西粟倉村●●● ●●● 氏						
	■申請番号 2-21 番(使用貸借) 1 筆						
	利用権の設定をうける者 西粟倉村●●● ●●● 氏						
	利用権の設定をする者 西粟倉村●●● ●●● 氏						
	■申請番号 2-23 番(使用貸借) 1 筆						
	利用権の設定をうける者 西粟倉村●●● ●●● 氏						
	利用権の設定をする者 西粟倉村●●● ●●● 氏						
	■申請番号 2-28 番(使用貸借) 3 筆 (追加分)						
	利用権の設定をうける者 西粟倉村●●● ●●● 氏						
	利用権の設定をする者 西粟倉村●●● ●●● 氏						
	申請番号 1-22 の●●●においては、新規参入ということで、営農計画書を提出いただいております。議案第3号で審議いただきますが、営農型太陽光発電を計画されており、その下でアピオスを栽培されるということです。						

	各申請の申請書類と利用権設定する土地の地積図を4~13ページ及び追加資料に添付しておりますのでご確認ください。 以上で説明を終わります。
会長	第1号議案について、何かありますでしょうか。
井上委員	●●●は、太陽光発電の下に作付けをするということか。2mの高さで作業が可能なのか。
事務局	営農型太陽光発電を計画されており、概ね2mの高さでの基準が設けられています。作業は可能とのことです。
会長	他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。
	次に、第2号議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第2号 P14 農地法第4条に係る転用の案件です。
	■申請番号 24 番 3 筆 申請人 西粟倉村●●● ●●● 氏
	本件は、現在建設し、定植が始まっているイチゴハウスで従事するスタッフおよび顧客用のための露天駐車場として一時的に転用するものです。現状のまま利用するため土木工事は発生しません。なお、第2期工事が始める令和4年7月末までの利用となる予定です。 詳細は、15~29ページに添付していますのでご確認ください。以上で説明を終わります。
会長	第2号議案について、何かありますでしょうか。
髙木委員	基盤整備している土地ではないのか。
事務局	災害復旧により整備された土地になります。
会長	他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。
	次に、第3号議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第3号 P30 農地法第5条に係る転用案件です。
	■申請番号 27 番 3 筆
	貸主 西粟倉村●●● ●●● 氏借主 西粟倉村●●● ●●● 氏
	本件は、営農型太陽光発電に伴う架台部分の一時転用となります。80kW台の発電を計画されており、議案第1号でもありました通り、営農部分にはアピオスを栽

	培されるとのことです。この営農型太陽光発電については、転用期間の更新が可能ですが、営農の適切な継続が必要になります。平均的な単収と比較して概ね2割を減収しないことが必要で、56ページにも記載していますとおり、10アール当たり240kgを割り込むことになれば、指導し、改善が見込まれない場合は最悪撤去命令となります。年に1回は実績報告を提出してもらうこととなります。その他、詳細は、31~62ページに添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。
会長	第3号議案について、何かありますでしょうか。
髙木委員	基盤整備した土地ではないのか。
事務局	その通りです。訂正をお願いします。
会長	他に無いようでしたら、第3号議案についてはご承認いただきました。 事務局からその他ありますでしょうか。
事務局	① 農地パトロールの結果を提出願います。
	② 来月の農業委員の告知になりますが、下期の農振除外の申請が上がってきております。場所は、猪之部のアモカ上り口の農地と●●●の国道を挟んだ農地の2件となっています。猪之部は、洋菓子店舗、下土居はイチゴ栽培に係る露天駐車場です。以上予告となります。
	③ 確定ではありませんが、12月中旬に中山間の会計検査が入ります。各協定の方にもお願いすることになると思います。
会長	以上よろしいでしょうか。
	無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。
事務局	お疲れさまでした。
	それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。
会長	みなさんお疲れさまでした。

年 月 日

<u>議事録署名委員</u>		

議事録署名委員